

平成 23 年度事業計画

平成 23 年度における林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「当協会」という。）の事業計画を次のとおり定める。

第 1 当協会を取り巻く状況について

1 林材業を巡る現状

わが国経済は、年当初、景気の持ち直しと経済成長の好循環に向けた動きがみられたところであったが、3月11日に発生した「東日本大震災」は被災地に甚大な被害をもたらし、日本の経済、産業活動、国民生活に与えた打撃は計り知れないものがある。林材業においても生産活動に大きな影響を受けているが、今後、国を挙げて復旧、復興に全力を傾け、経済回復に向かうことが期待される。

一方、わが国の林業・木材産業は「10年後の木材自給率50%以上」を掲げた「森林・林業再生プラン」をはじめとする国の施策によって、木材の安定供給体制の確立とともに地域雇用の拡大に期待が寄せられているが、労働安全衛生の観点からみると、林業における新規雇用労働者の増加、他業種からの新規事業者の参入等による未熟練労働者の増加により労働災害の発生が懸念される。

2 労働災害を巡る現状

平成 22 年における労働災害発生状況をみると、「全産業」では、死亡災害は 1,195 人で前年と比べ 120 人増加（対前年比 11.2%増）、休業 4 日以上の死傷災害は 107,759 人で前年と比べ 2,041 人増加（対前年比 1.9%増）となっており、平成 21 年に比べるといずれも増加している。

林材業の死亡災害についてみると、「木材製造業」は前年より 1 人少ない 9 人（対前年比 10.0%減）となったのに対し、「林業」では前年より 16 人多い 59 人（対前年比 37.2%増）と大幅に増加した。休業 4 日以上の死傷災害についてみると、「林業」では前年より 21 人多い 2,149 人（対前年比 1.0%増）、「木材製造業」では前年より 51 人少ない 1,668

人（対前年比 3.0%減）となっている。

また、「林業」の労働災害を死傷年千人率（平成 21 年値）で見ると、「全産業」の 13 倍となり、「木材製造業」の労働災害について度数率で見ると、「製造業」の約 2.5 倍となるなど他産業に比べて著しく高い状況が続いている。

さらに、労働災害の発生原因をみても、本来遵守すべき安全確保のための基本的な作業手順を励行していないことに起因する労働災害が多発しており、依然として同種・類似災害の発生を繰り返すなどの傾向も顕著である。

平成 23 年度は、林材業労働災害防止計画（5 カ年計画）（以下「災防計画」という。）の 4 年目として、災防計画の目標達成に当協会を挙げて取り組まなければならない。

3 当協会を巡る現状

当協会は、「労働災害防止団体法」という特別の法律により設立された民間法人であり、これまでも法律の趣旨を踏まえ、政府の行財政改革の流れに沿って、事務・事業の効率的な運営に努めてきたところである。

しかしながら、平成 21 年 12 月の閣議決定「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」を受けその後実施された事業仕分け等によって国からの政府系公益法人への支出をはじめ業務の見直し、制度の見直し等が行われるとともに、労働災害防止団体の設立趣旨が問い直されている状況にある。

また、この流れの中で、平成 23 年度補助金の交付基準と仕組みはこれまでと大きく変更されることとなり、当協会の財政の確保を早急に図る必要に迫られている。

このため当協会では、当面職員の削減や組織のスリム化などの支出削減策を講じることとしているが、会員たる林材業の事業主及びそこで雇用される労働者の労働災害防止活動を促進していくために、当協会の安定的運営は必要不可欠であり、本部と支部の関係を含めた当協会の組織体制と事業運営全般にわたる抜本的な改革が喫緊の課題である。

第2 平成23年度の事業運営に当たっての基本的考え方について

本年度の事業運営に当たっては、第1の当協会を取り巻く状況を踏まえ、災防計画の4年目として、目標達成に向けた労働災害防止対策の推進に引き続き積極的に取り組むこととする。

特に林業においては、平成22年の死亡災害が目標件数を大きく上回ったことから、死亡者数の半数以上を占める伐木造材作業をはじめ、各作業における基本的手順の励行を徹底する。さらに、事業者が遵守すべき安全の基本事項を定めた「林業・木材製造業労働災害防止規程（平成20年4月適用）」（以下「災防規程」という。）の趣旨、内容等の更なる周知・徹底に努めるとともに、労働災害防止にとって極めて有効な林材業リスクアセスメントの一層の普及・定着に引き続き取り組んでいくこととする。

また、下記3事業に新たに取り組むこととする。

(1) 林業現場責任者安全衛生教育訓練事業

林材業の事業場における安全衛生管理体制の確立を図るため、平成22年度は労務管理や安全衛生に関する諸法令、事業者責任等についての理解と認識を深めるための支援事業に取り組んだところであるが、平成23年度では事業場における安全管理の中核を担ういわゆる班長、職長等の現場責任者に対する教育訓練事業を展開して安全指導体制の強化に取り組むこととする。

(2) 「林材業労災防止専門調査員」による労働災害防止活動支援事業

林材業では1年に4,000件近い労働災害が発生しており、死亡災害の発生件数も災防計画の目標を上回る状況にある。労働災害発生状況を迅速に把握し、労働災害発生事業場に対して助言、指導等を行って再発防止を図ることや、労働災害の未然防止のための現場安全パトロールや個別指導など会員をはじめとした事業場への密接な指導を行うことによって労働災害の防止を実施するため、平成22年度に委嘱、任命した「林材業労災防止専門調査員」の活動を本格化させることとする。

(3) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

平成21年7月に新たな振動障害予防対策指針が策定されたが、林業では未だに振動障害に認定される労働者が後を絶たない状況にある。このため平成23年度は、林業労働者の振動障害の予防を図るため、当協会がこれまで蓄積したチェーンソー取扱

事業場及び労働者のデータ及びノウハウを活用して、林業巡回特殊健康診断の受診勧奨、指導を行い、労働者に対する林業巡回特殊健康診断を実施するとともに、特殊健康診断の実施状況やチェーンソー取扱事業場及び労働者の把握を継続的に実施して振動障害の防止を図ることとする。

平成 23 年度においては、上記 3 事業を中心として展開するが、これまで当協会が培ってきた林材業における労働災害防止対策における専門的知識及びノウハウを積極的、効果的に活用し、国の労働安全衛生施策に対応しつつ、関係行政機関等と緊密な連携を図りながら労働災害防止対策事業に取り組むこととする。

なお、当協会は特別民間法人指導監督基準に基づいて、事業の経常的運営に要する経費は自主事業による自己収入で賄う方向に脱皮するとともに、法令等を忠実に遵守して、的確な業務執行を図ることは当然のことであるが、事業仕分け等の結果を踏まえた補助金の仕組みの変更や労働災害防止団体の見直しは当協会の存立基盤の根本に関わることであり、各種事業の継続的、安定的な運営を図るため、財政基盤の確保、組織改革など根幹からの見直しを含めた検討をすることとする。

以上のような基本的考え方を踏まえ、関係行政機関をはじめ、関係団体等との緊密な連携を強化し、当協会の設立目的の実現を目指して、第 3 に記載の各種事業を積極的に展開することとする。